

霧島市事業継続支援給付金に関するお知らせ

支援対象を拡大します！

- 売上減少を比較する月「3月～5月」を「**3月～6月**」に拡大します！
- 申請締切を**令和2年8月31日(月)**まで延長します！
- 個人事業主のうち、**事業活動^{*1}**による所得を、**雑所得や給与所得で確定申告した方も新たに対象とします！** *1 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動に限ります。(サラリーマン、パート、アルバイト、派遣、日雇い労働、家族従業員などの被雇用者は対象となりません。)

現在
受付中

申請締切

8/31
月

※消印有効

新型コロナウイルス感染症の影響により、
経済的に大きな影響を受け、売上が減少し、
事業継続が困難になっている
市内中小事業者等（個人事業主を含む）に
対し、給付金を支給します。

建設業

情報通信業

飲食業

製造業

運輸業

医療業

小売業

宿泊業

農林漁業

サービス業

売上が
20%以上減少
した事業者に

20万円給付

上記に限らず、幅広い業種が対象です。

給付には要件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

さらに
上乗せ給付
もあります！

飲食店

貸切バス

タクシー

レンタカー

運転代行業

ホテル・旅館

10万円

3万円/1台

10～50万円

1万円/1台

20～100万円

●お問い合わせ先

霧島市役所商工振興課

☎0995-64-0903

土日・祝日を除く
午前8時15分～午後5時



「事業継続支援給付金」を装った
詐欺にご注意ください!!

申請書類は、市ホームページでダウンロードしていただくか、本庁や各総合支所、市民サービスセンターでお受け取りください。

詳しくは市ホームページをチェック！



1 申請

- (1) **申請書類** (詳しくは市ホームページ「申請書類一覧」でご確認ください。) 申請様式 (様式第1号～第3号)、通帳の写し、確定申告書類、市県民税等申告書、売上台帳、営業許可証、パンフレット等
- (2) **申請期限** 令和2年8月31日(月) ※消印有効
- (3) **申請方法** 原則として郵送 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御理解、御協力をお願いします。)
- (4) **提出先・お問い合わせ先**
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号 霧島市役所商工振興課 事業継続支援給付金担当
☎0995-64-0903 土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

2 対象者 (詳しくは市ホームページ「申請要領」でご確認ください。)

- (1) **中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者** (個人事業主を含む)
※肉用牛農家は、「事業継続支援給付金(肉用牛農家対策)」をご覧ください。
※フリーランスを含む個人事業主については、事業所(店舗)が市内であることと事業収入を生計の主としている方に限ります。
また、事業所を有しない個人事業主は令和2年2月1日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている方に限ります。
- (2) **社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合(農業協同組合、農業協同組合連合会等)、投資事業有限責任組合**

3 要件 [以下の(1)～(9)全てを満たすもの]

- (1) 令和2年2月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) **新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しており、以下のいずれかに該当すること。**
 - ①令和2年3月～6月の任意の1か月の売上が、前年同月に比して20%以上減少していること。
 - ②業歴が3か月以上1年未満の事業者の場合は、令和2年3月～6月の任意の1か月の売上が、創業から令和2年2月までの売上の月平均に比して20%以上減少していること。なお、創業が月途中の場合は、含めなくても構わない。
 - ③休業等により単純な売上の前年比較が困難な場合は、令和2年3月～6月の任意の1か月の売上が、平成30年同月に比して20%以上減少していること。
- (3) 令和元年分の事業所得、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による雑所得又は給与所得並びに不動産所得のいずれかの所得を申告していること。
- (4) 2019年(平成31年1月～令和元年12月)に市税を納めていること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、国・県・市の施策に沿った協力をしていること。
- (6) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。
- (7) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (8) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。
- (9) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当であること。

4 給付額 [法人や個人事業主ごとに申請してください。給付金の交付は1事業者につき1回限りです。]

- (1) 一律20万円
- (2) **上乗せ給付もあります。**(詳しい要件や基準、給付額については市ホームページ「申請要領」でご確認ください。)

国の支援制度【令和3年1月15日申請締切】

・持続化給付金(上限額 法人200万円、個人事業主100万円) お問い合わせ先 コールセンター ☎0120-115-570

1人10万円の国の特別定額給付金の申請はお済みですか？

申請期限は**令和2年8月21日(金)** 当日消印有効です。

お問い合わせ先 <特別定額給付金>電話相談窓口 ☎0995-55-1527